

# 結婚改革は社会に何をもたらし／何を破壊するのか ——最小結婚論の批判的検討を通じて

久保田裕之（日本大学）

現在、日本でも選択的夫婦別姓制度や同性婚の導入など、結婚制度改革をめぐる議論がようやく動き出している。この点、E・ブレイクは、同性婚を超えて、性愛に限らずいかなる特権も条件も課さない、最小限であるがゆえに万人に開かれた結婚として「最小結婚」を構想する。ここで最小結婚（minimal marriage）とは、従来の結婚の背後で専ら性愛関係を中心的で優先すべきものとする性愛規範（amatonormativity）を批判し、政治的リベラリズムと両立可能な結婚改革を模索する中で提唱した、成人同士が互いのケア関係に基づき自由に取り結ぶ最小限度の結婚制度の構想ことである（Brake 2012=2019）。最小結婚において、人々は（一部の重要な地位の指定を除き）従来の結婚のほぼ全ての特権を剥奪される代わりに、従来の結婚では特定の一人と排他的・全面的に取り交わすことしかできなかった権利義務を、一時的・断片的に重複して何人とも取り結ぶことが可能になる（Brake 2012=2019: 特に7章）。

しかし、ロールズ式のリベラリズムを私的領域に拡張する「最小結婚」は、性愛に基づく結婚が不当にも人々に課してきた制約や特権を取り払う一方で、結婚に歴史的に期待されてきた社会的機能を破壊してしまう危険性もある。たとえば、同性婚を巡る議論において、結婚が異性愛関係から一対一の性愛関係一般に拡張されることは、結婚と生殖を切断することで、従来の結婚がはたしてきた父性の推定を含む親子関係の確定という役割を混乱させることが危惧されていた。これに加えて、最小結婚においては、結婚の名の下に（異）性愛に基礎づけられることが期待されてきた継続的で包括的で排他的結びつきは、より一時的で断片的で重複可能な形で制度化されることになるからである（久保田 2024）。

そこで本稿では、結婚に期待されてきた社会的機能が、最小結婚によっていかに変質しうるかを検討したい。換言すると、最小結婚をはじめとする結婚改革が、個人に対して自由や承認の拡大を約束する一方で、社会に対して与え得るダメージを漠然と恐れるのではなく具体的に見積もってみたい。具体的には、R・ハルワニ（2018=2024）、および、C・チェンバース（Chambers, 2019）による最小結婚批判を検討したうえで、結婚の跳躍性と段階性、約束性と支援性、協同関係の平等と不平等、社会的連帯の基礎と想像の家族の共同体といった観点から検討する。翻って、従来の結婚がたとえ差別的・抑圧的な形であれ何を果たそうとしていたのか（そして、それは代替可能なのか）についても議論したい。

## 参考文献

- Brake, Elizabeth, 2012, *Minimizing Marriage: Marriage, morality and the Law*, Oxford: Oxford University Press. (=2019, 久保田裕之監訳『最小の結婚——結婚をめぐる法と道徳』白澤社.)
- Chambers, Clare, 2019, *Against Marriage: An Egalitarian Defense of the Marriage-Free State*, Oxford: Oxford University Press.
- Halwani, Raja, 2018, *Philosophy of Love, Sex and Marriage: An Introduction*, 2nd ed, Routledge. (=2024, 江口聡・岡本慎平監訳『愛・セックス・結婚の哲学』名古屋大学出版会.)
- 久保田裕之, 2022, 「性愛規範を超えて——最小結婚と非性的ケア（親密性）関係」植村恒一郎・横田祐美子・深海菊絵・岡野八代・志田哲之・阪井裕一郎・久保田裕之著, 『結婚の自由——最小結婚から考える』白澤社, 221-252.